



鳥取県公報

令和元年 7 月 4 日 (木)
号外第 20 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 規 則	鳥取県農作物種子条例施行規則 (5) (生産振興課) 4 鳥取県産業成長応援条例施行規則 (6) (立地戦略課) 10 鳥取県砂利採取条例施行規則の一部を改正する規則 (7) (治山砂防課) 12
◇ 訓 令	鳥取県文書の管理に関する規程の一部を改正する訓令 (2) (政策法務課) 14 鳥取県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令 (3) (職員支援課) 15 現業職員以外の職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令 (4) (庶務集中課) 16
◇ 人委規則	給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則 (4) (給与課) 27 管理職手当に関する規則の一部を改正する規則 (5) (〃) 31 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 (6) (〃) 37 職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則 (7) (〃) 40
◇ 議会告示	鳥取県議会情報公開条例施行規程の一部改正 (1) (議事・法務政策課) 43

==== 公布された規則のあらまし ====

◇鳥取県農作物種子条例施行規則

1 規則の制定理由

鳥取県農作物種子条例の制定に伴い、同条例の施行に関し必要な事項を定める。

2 規則の概要

- (1) 原種ほ等の指定の申請は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期日までに、申請書により行うものとする。
 - ア 稲又は大豆の原種等の生産を行うほ場 毎年4月30日
 - イ 大麦、はだか麦又は小麦の原種等の生産を行うほ場 毎年8月31日
- (2) 審査を行う職員の身分を示す証明書の様式を定める。
- (3) 指定原種ほ等について行われるほ場審査及び生産物審査に係る原種ほ審査証明書及び原原種ほ審査証明書並びに生産物審査証明書の様式を定める。
- (4) 種子生産ほ場の指定の申請は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期日までに、申請書により行うものとする。
 - ア 稲又は大豆の種子の生産を行うほ場 毎年7月31日
 - イ 大麦、はだか麦又は小麦の種子の生産を行うほ場 毎年11月30日
- (5) 指定種子生産ほ場について行われるほ場審査及び生産物審査に係るほ場審査証明書及び生産物審査証明書の様式を定める。
- (6) 指定種子改良団体の指定の申請は、申請書に次に掲げる書類を添えて行うものとする。
 - ア 定款又はこれに準ずるもの
 - イ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他の事業内容を明らかにすることができる書類及び収支決算書
 - ウ 申請の日の属する事業年度の事業計画書及び収支予算書
 - エ その他知事が必要と認める書類
- (7) 指定種子改良団体が知事に届け出なければならない事項は、名称、主たる事務所の所在地及び指定種子改良団体としての業務を行う事務所の所在地の変更とする。
- (8) 知事が、指定種子改良団体の指定をしたときに告示する事項は、名称、主たる事務所の所在地、指定種子改良団体としての業務を行う特定農作物の種類及び指定種子改良団体としての業務を開始する日とする。
- (9) 施行期日は、鳥取県農作物種子条例の施行の日とする。

◇鳥取県産業成長応援条例施行規則

1 規則の制定理由

鳥取県産業成長応援条例（以下「条例」という。）の制定に伴い、条例の施行に関し必要な事項を定める。

2 規則の概要

- (1) 規則で定めることとされた重点分野となる産業の分野を次のとおりとし、その範囲を定める。
 - ア 成長ものづくり関連分野
 - イ 自然環境調和分野
 - ウ 国際需要拡大分野
 - エ I o T等先端技術・ソフトウェア関連分野
- (2) 対象事業の認定の申請は、申請書に次に掲げる書類を添えて、知事が別に定める日までに行うものとする。
 - ア 対象事業に係る事業計画書
 - イ 対象事業に係る収支計画書又はこれに準ずる書類
 - ウ その他知事が必要と認める書類

(3) 施行期日は、条例の施行の日とする。

◇鳥取県砂利採取条例施行規則の一部を改正する規則

1 規則の改正理由

鳥取県砂利採取条例の一部が改正され、採取計画の変更認可を要しない軽微な変更について定められたことに伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 砂利採取法第20条第1項に規定する軽微な変更の届出に係る様式を定める。

(2) 施行期日は、鳥取県砂利採取条例の一部を改正する条例の施行の日とする。

規 則

鳥取県農作物種子条例施行規則をここに公布する。

令和元年7月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第5号

鳥取県農作物種子条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、鳥取県農作物種子条例（令和元年鳥取県条例第3号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(原種ほ等の指定の申請)

第2条 条例第7条第2項の規定による申請は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期日までに、様式第1号による申請書により行うものとする。

(1) 稲又は大豆の原種等の生産を行うほ場 毎年4月30日

(2) 大麦、はだか麦又は小麦の原種等の生産を行うほ場 毎年8月31日

(身分証明書)

第3条 条例第8条第6項及び条例第11条第6項に規定する審査を行う職員の身分を示す証明書は、様式第2号によるものとする。

(原種ほ審査証明書等)

第4条 条例第9条第1項の原種ほ審査証明書又は原原種ほ審査証明書は、様式第3号によるものとする。

2 条例第9条第2項の生産物審査証明書は、様式第4号によるものとする。

(種子生産ほ場の指定の申請)

第5条 条例第10条第2項の規定による申請は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期日までに、様式第5号による申請書により行うものとする。

(1) 稲又は大豆の種子の生産を行うほ場 毎年7月31日

(2) 大麦、はだか麦又は小麦の種子の生産を行うほ場 毎年11月30日

(ほ場審査証明書等)

第6条 条例第12条第1項のほ場審査証明書は、様式第6号によるものとする。

2 条例第12条第2項の生産物審査証明書は、様式第7号によるものとする。

(指定種子改良団体の指定の申請等)

第7条 条例第14条第2項の規定による申請は、様式第8号による申請書に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

(1) 定款又はこれに準ずるもの

(2) 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他の事業内容を明らかにすることができる書類及び収支決算書

(3) 申請の日の属する事業年度の事業計画書及び収支予算書

(4) その他知事が必要と認める書類

2 条例第14条第3項に規定する規則で定める事項は、名称、主たる事務所の所在地及び同条第1項各号に掲げる業務を行う事務所の所在地とする。

3 条例第14条第3項の規定による届出は、様式第9号による届出書により行うものとする。

4 条例第14条第4項に規定する規則で定める事項は、名称、主たる事務所の所在地、同条第1項各号に掲げる業務を行う特定農作物の種類及び同項各号に掲げる業務を開始する日とする。

附 則

この規則は、条例の施行の日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

指定原種ほ（指定原原種ほ）指定申請書

年 月 日

鳥取県知事 様

申請者 住所

（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名

印

（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

電話番号

指定原種ほ（指定原原種ほ）の指定を受けたいので、鳥取県農作物種子条例第7条第2項の規定により、次のとおり申請します。

ほ場の所在地等 （※1）	ほ場の所在地	ほ場の面積 （※2）	生産しようとする原種等の種類	生産しようとする原種等の品種の名称
見込生産量	原種等の種類		見込生産量（kg）	
特定農作物の採種に関する経験の有無及びその内容（※3）				
原種等の採種のために使用する施設及び機械				
委託の有無及びその内容（※4）				

備考

- 1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
- 2 ※1の欄は、ほ場1枚ごとに記載すること。書ききれない場合は、知事が別に定めるところにより別紙に記入の上添付すること。
- 3 ※2の欄には、実測した面積を記載すること。
- 4 ※3の欄には、申請者の自家採種以外の特定農作物の採種についての経験がある場合にあつては、採種の経験がある特定農作物の種類、採種の回数及び採取を行った場所を記載すること。
- 5 ※4の欄には、申請者が委託を受けて原種等を生産する者である場合にあつては、委託者の氏名及び委託内容を記載すること。

様式第2号（第3条関係）

（表面）

第 号
身分証明書
所属
職名
氏名

上記の者は、鳥取県農作物種子条例第8条第6項（又は第11条第6項）の規定により審査を行う職員であることを証する。

年 月 日

職 氏名

印

(裏面)

鳥取県農作物種子条例（抜粋）

(指定原種ほ等に係る審査)

第8条 指定原種ほ等の経営者（以下「指定原種等生産者」という。）は、知事の定めるところにより、その経営する指定原種ほ等について、ほ場審査を受けなければならない。

2 指定原種等生産者は、次条第1項の規定により交付を受けた原種ほ審査証明書又は原原種ほ審査証明書に係る指定原種ほ等において生産された原種等について、知事の定めるところにより、生産物審査を受けなければならない。

3 略

4 知事は、指定原種等生産者から前項の請求があったときは、職員をして審査をさせなければならない。

5 略

6 審査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(指定種子生産ほ場に係る審査)

第11条 指定種子生産ほ場の経営者（以下「指定種子生産者」という。）は、知事の定めるところにより、その経営する指定種子生産ほ場について、ほ場審査を受けなければならない。

2 指定種子生産者は、次条第1項の規定により交付を受けたほ場審査証明書に係る指定種子生産ほ場において生産された特定農作物の種子について、知事の定めるところにより、生産物審査を受けなければならない。

3 略

4 知事は、指定種子生産者から前項の請求があったときは、職員をして審査をさせなければならない。

5 略

6 審査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

備考 裏面における条文の抜粋は、条例第8条第6項の規定による身分証明書にあっては第8条を、条例第11条第6項の規定による身分証明書にあっては第11条を記載するものとする。

様式第3号（第4条関係）

第 号

年 月 日

原種ほ（指定原原種ほ）審査証明書

氏名

(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

鳥取県知事

下記の指定原種ほ（指定原原種ほ）は、鳥取県農作物種子条例第8条第1項の規定に基づくほ場審査の結果、同条第5項の基準に適合することを証明する。

記

生産しようとする原種等の種類	生産しようとする原種等の品種の名称	ほ場の所在地	見込収穫面積 (a)	見込生産量 (k g)	備考

--	--	--	--	--

様式第4号（第4条関係）

第 号
年 月 日

生産物審査証明書

氏名

（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

鳥取県知事

下記の原種（原原種）は、鳥取県農作物種子条例第8条第2項の規定に基づく生産物審査の結果、同条第5項の基準に適合することを証明する。

記

ほ場の所在地	生産した原種等の種類	生産した原種等の品種の名称	生産量			備考
			荷姿	荷口数	生産量 (kg)	

様式第5号（第5条関係）

種子生産ほ場指定申請書

年 月 日

鳥取県知事 様

申請者 住所

（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名

印

（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

電話番号

種子生産ほ場の指定を受けたいので、鳥取県農作物種子条例第10条第2項の規定により、次のとおり申請します。

ほ場の所在地等 （※1）	ほ場の所在地	ほ場の面積 （※2）	生産しようとする特定農作物の種子の種類	生産しようとする特定農作物の種子の品種の名称
特定農作物の採種に関する経験の有無及びその内容（※3）				
特定農作物の採種のために使用する施設及び機械				
委託の有無及びその内容（※4）				

備考

- 1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
- 2 ※1の欄は、ほ場1枚ごとに記載すること。書ききれない場合は、知事が別に定めるところにより別紙に記入の上添付すること。
- 3 ※2の欄には、実測した面積を記載すること。
- 4 ※3の欄には、申請者の自家採種以外の特定農作物の採種についての経験の有無並びに経験がある場合にあっては、採種の経験がある特定農作物の種類、採種の回数及び採取を行った場所を記載すること。
- 5 ※4の欄には、申請者が委託を受けて特定農作物の種子を生産する者である場合にあっては、委託者の氏名及び委託内容を記載すること。

様式第6号（第6条関係）

第 号
年 月 日

ほ場審査証明書

氏名

（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

鳥取県知事

下記の指定種子生産ほ場は、鳥取県農作物種子条例第11条第1項の規定に基づくほ場審査の結果、同条第5項の基準に適合することを証明する。

ほ場の所在地	生産しようとする特定農作物の種子の種類	生産しようとする特定農作物の種子の品種の名称	見込収穫面積 (a)	見込生産量 (kg)	備考

様式第7号（第6条関係）

第 号
年 月 日

生産物審査証明書

氏名

（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

鳥取県知事

下記の種子は、鳥取県農作物種子条例第11条第2項の規定に基づく生産物審査の結果、同条第5項の基準に適合することを証明する。

記

ほ場の所在地	生産した種子の種類	生産した種子の品種の名称	生産量			備考
			荷姿	荷口数	生産量 (kg)	

様式第8号（第7条関係）

指定種子改良団体指定申請書

年 月 日

鳥取県知事 様

申請者 住所

法人名（団体名）及び代表者の氏名 印

指定種子改良団体の指定を受けたいので、鳥取県農作物種子条例第14条第2項の規定により、次のとおり申請します。

名称及び住所並びに代表者の氏名	名 称	
	住 所	
	代表者の氏名	
条例第14条第1項に掲げる業務を行う特定農作物の種類		
条例第14条第1項各号に掲げる業務を行う事務所の所在地		
条例第14条第1項各号に掲げる業務を開始する年月日		

備考 次に掲げる書類を添付してください。

- (1) 定款又はこれに準ずるもの
- (2) 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他の事業内容を明らかにすることができる書類及び収支決算書
- (3) 申請の日の属する事業年度の事業計画書及び収支予算書
- (4) その他知事が必要と認める書類

様式第9号（第7条関係）

指定種子改良団体変更届出書

年 月 日

鳥取県知事 様

申請者 住所

法人名（団体名）及び代表者の氏名 印

鳥取県農作物種子条例第14条第3項の規定により、次のとおり変更を届け出ます。

指定年月日	
変更事項	
変更前	
変更後	
変更年月日	

鳥取県産業成長応援条例施行規則をここに公布する。

令和元年7月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第6号

鳥取県産業成長応援条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、鳥取県産業成長応援条例（令和元年鳥取県条例第4号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(重点分野)

第2条 条例第2条第3号の規則で定める産業の分野は、次の各号に掲げるとおりとし、その範囲はそれぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 成長ものづくり関連分野 次に掲げる産業及びこれに準ずる産業として知事が別に定める産業であつて、先進的な取組を行うもの

ア 鉄素形材製造業、非鉄金属素形材製造業及び金属素形材製品製造業

イ ロボット製造業及びこれに関連する産業

ウ 医療用機械器具製造業及びこれに関連する産業

エ 自動車・同附属品製造業

オ 航空機・同附属品製造業及び宇宙産業

(2) 自然環境調和分野 次に掲げる産業及びこれに準ずる産業として知事が別に定める産業であつて、県内の地域資源を活用した先進的な取組を行うもの

ア 食料品製造業及びこれに関連する産業

イ バイオテクノロジーの活用に関連する産業

ウ ヘルスケア産業（健康の保持及び増進に資する商品の生産若しくは販売又は役務の提供を行う産業をいう。）

(3) 国際需要拡大分野 次に掲げる産業及びこれに準ずる産業として知事が別に定める産業であつて先進的な取組により外国人観光旅客の来訪の促進に資するもの並びに県内産業の国際取引の活性化又は円滑化を目的とした取組を行う産業

ア 宿泊業

イ 飲食サービス業

ウ 観光資源の活用に関連する産業

(4) I o T等先端技術・ソフトウェア関連分野 次に掲げる産業及びこれに準ずる産業として知事が別に定める産業であつて、先進的な取組を行うもの

ア 電子デバイス製造業及びこれに関連する産業

イ ソフトウェア業

ウ インターネット・オブ・シングス活用技術（インターネットに多様かつ多数の物が接続され、及びそれらの物から送信され、又はそれらの物に送信される大量の情報を活用する技術をいう。）、人工知能関連技術（人工的な方法による学習、推論、判断等の知的な機能の実現及び人工的な方法により実現した当該機能の活用に関する技術をいう。）その他の情報通信技術を活用して生産性の向上を図る産業

(事業の認定の申請)

第3条 条例第3条第2項の規定による申請は、別記様式による申請書に次に掲げる書類を添えて、知事が別に定める日までに行うものとする。

(1) 対象事業に係る事業計画書

(2) 対象事業に係る収支計画書又はこれに準ずる書類

(3) その他知事が必要と認める書類

附 則

この規則は、条例の施行の日から施行する。

別記様式（第3条関係）

年 月 日

職 氏 名 様

申請者 住所

（法人及び組合等にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名 印

（法人及び組合等にあつては、その名称及び代表者の氏名）

電話番号

対象事業認定申請書

対象事業の認定を受けたいので、鳥取県産業成長応援条例第3条第2項の規定により、下記のとおり申請します。

記

対象事業の名称	
対象事業の概要	
対象事業に要する事業費の見込額	
申請する事業の区分	<input type="checkbox"/> 産業成長事業（小規模事業者挑戦ステージ） <input type="checkbox"/> 産業成長事業（生産性向上挑戦ステージ） <input type="checkbox"/> 産業成長事業（成長・挑戦ステージ） <input type="checkbox"/> 産業成長事業（成長・規模拡大ステージ） <input type="checkbox"/> 産業成長事業（一般投資支援） <input type="checkbox"/> 次世代ソフトウェア産業等創出事業
添付書類	1 対象事業に係る事業計画書 2 対象事業に係る収支計画書又はこれに準ずる書類 3 その他知事が必要と認める書類

備考

- 1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
- 2 複数の事業者が連名で申請する場合は、申請者の欄にそれぞれ事業者名及び代表者名を記載すること。
- 3 申請する事業の区分については、該当する事業の区分の□にチェックを入れること。
- 4 添付書類欄の3については、知事が別に定めるところによること。

鳥取県砂利採取条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年7月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第7号

鳥取県砂利採取条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 鳥取県砂利採取条例施行規則（平成16年鳥取県規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(変更認可の申請等) 第4条 略 <u>2 法第20条第2項の規定による届出は、認可計画軽微変更届出書（様式第2号の2）を提出して行うものとする。</u>	(変更認可の申請) 第4条 略

第2条 鳥取県砂利採取条例施行規則の一部を次のように改正する。

様式第2号の次に次の1様式を加える。

様式第2号の2（第4条関係）

	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="width: 50%;">※整理番号</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td>※受理年月日</td> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> </tr> </table>	※整理番号		※受理年月日	年 月 日
※整理番号					
※受理年月日	年 月 日				
	年 月 日				
認 可 計 画 軽 微 変 更 届 出 書					
職 氏名 様	郵便番号 住所 申請者 氏名 ㊤ （法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 登録年月日及び登録番号 電話番号				
砂利採取法第20条第2項の規定により、次のとおり認可計画の変更を届け出ます。					
変更に係る認可計画の認可番号					
認可計画を変更する採取場の所在地					
変更に係る認可計画の項目					
変更の内容	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center;">変 更 後</td> <td style="width: 75%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">変 更 前</td> <td></td> </tr> </table>	変 更 後		変 更 前	
変 更 後					
変 更 前					
変更の理由					

注

- 1 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。
- 2 ※印の欄は、記載しないこと。
- 3 認可計画の複数の項目を変更する場合は、項目ごとに区別して記載すること。
- 4 「変更の理由」欄は、変更する理由を具体的に記載すること。

添付書類

- 1 認可計画の変更の内容が分かる資料
- 2 変更に係る認可計画の項目の内容とされている図面、計画等の変更があった場合は、当該変更後の図面、計画等

附 則

この規則は、鳥取県砂利採取条例の一部を改正する条例（令和元年鳥取県条例第9号）の施行の日から施行する。

訓 令

鳥取県訓令第2号

鳥取県文書の管理に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和元年7月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県文書の管理に関する規程の一部を改正する訓令

鳥取県文書の管理に関する規程（平成24年鳥取県訓令第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 本庁等 鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号）第2条第2項に規定する本庁（同規則第6条の表第3欄に掲げる東京本部、関西本部、名古屋代表部、職員人材開発センター、衛生環境研究所、<u>山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館</u>、消費生活センター、原子力環境センター、鳥取県立鳥取ハローワーク、鳥取県立倉吉ハローワーク、鳥取県立米子ハローワーク、鳥取県立境港ハローワーク及び農業大学校（以下「特定機関」という。）を除く。）及び鳥取県会計管理局組織規則（平成21年鳥取県規則第24号）第2条第1項の規定により設置された課をいう。</p> <p>(2)～(19) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 本庁等 鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号）第2条第2項に規定する本庁（同規則第6条の表第3欄に掲げる<u>東部振興課</u>、東京本部、関西本部、名古屋代表部、職員人材開発センター、衛生環境研究所、消費生活センター、原子力環境センター、<u>山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館</u>、鳥取県立鳥取ハローワーク、鳥取県立倉吉ハローワーク、鳥取県立米子ハローワーク、鳥取県立境港ハローワーク及び農業大学校（以下「特定機関」という。）を除く。）及び鳥取県会計管理局組織規則（平成21年鳥取県規則第24号）第2条第1項の規定により設置された課をいう。</p> <p>(2)～(19) 略</p> <p>2 略</p>

附 則

この訓令は、令和元年7月5日から施行する。

鳥取県訓令第3号

鳥取県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和元年7月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

鳥取県職員安全衛生管理規程（昭和56年鳥取県訓令第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 本庁 鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号。以下「組織規則」という。）第2条第2項に規定する本庁（同規則第6条の表第3欄に掲げる東京本部、関西本部、名古屋代表部、職員人材開発センター、衛生環境研究所、<u>山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館</u>、消費生活センター、原子力環境センター、鳥取県立鳥取ハローワーク、鳥取県立倉吉ハローワーク、鳥取県立米子ハローワーク、鳥取県立境港ハローワーク及び農業高等学校（以下「特定機関」という。）を除く。）、鳥取県会計管理局組織規則（平成21年鳥取県規則第24号）第2条第1項の規定により設置された課及び労働委員会事務局をいう。</p> <p>(3)～(5) 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 本庁 鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号。以下「組織規則」という。）第2条第2項に規定する本庁（同規則第6条の表第3欄に掲げる<u>東部振興課</u>、東京本部、関西本部、名古屋代表部、職員人材開発センター、衛生環境研究所、消費生活センター、原子力環境センター、<u>山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館</u>、鳥取県立鳥取ハローワーク、鳥取県立倉吉ハローワーク、鳥取県立米子ハローワーク、鳥取県立境港ハローワーク及び農業高等学校（以下「特定機関」という。）を除く。）、鳥取県会計管理局組織規則（平成21年鳥取県規則第24号）第2条第1項の規定により設置された課及び労働委員会事務局をいう。</p> <p>(3)～(5) 略</p>

附 則

この訓令は、令和元年7月5日から施行する。

鳥取県訓令第4号

現業職員以外の職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和元年7月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

現業職員以外の職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令

現業職員以外の職員の被服の交付及び使用に関する規程（昭和43年鳥取県訓令第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後					改正前					
別表（第2条、第5条関係）					別表（第2条、第5条関係）					
被服の交付を受ける職員	品目	標準員数	標準使用期間(月)	備考	被服の交付を受ける職員	品目	標準員数	標準使用期間(月)	備考	
危機 対策 ・情 報課	無線業務 に従事する 職員	作業服（上衣）	2	60	東部 振興 課 に 従 事 す る 職 員	作業服（上衣）	2	24	危機 対策 ・情 報課	無線業務 に従事する 職員
		作業服（夏上衣）	2	60		作業服（夏上衣）	2	24		
		作業服（ズボン）	2	60		作業服（ズボン）	2	24		
		布製短靴	1	24		布製短靴	1	24		
		略	略	略		略	略	略		
とつ とり 弥生 の王 国推 進課	1 青谷上 寺地遺跡 整備室の 職員（発 掘調査等 の野外業 務に従事 する職員 に限 る。）	作業服（上衣）	2	24	埋蔵 文化 財セ ン ター	1 発掘調 査等の野 外業務に 従事する 職員	作業服（上衣）	2	24	2 上記以 外の文化 衣)
		作業服（夏上衣）	2	24			作業服（夏上衣）	2	24	
		作業服（ズボン）	2	24			作業服（ズボン）	2	24	
		盛夏ズボン	2	24			盛夏ズボン	2	24	
		キャラバン	1	36			キャラバン	1	36	
		シューズ	1	24			シューズ	1	24	
		長靴	1	36			長靴	1	36	
		雨合羽	1	48			雨合羽	1	48	
		防寒服	1	48			防寒服	1	48	
		略	略	略			略	略	略	

	整備室の職員（文化財の調査の業務に従事する職員（発掘調査等の野外業務に従事する職員を除く。）に限る。）	作業服（ズボン） 長靴 防寒服	2 1 1	36 24 48
3	歴史遺産担当の職員（文化財の調査の業務に従事する職員に限る。）	作業服（上衣） 作業服（ズボン） 長靴 雨合羽 防寒服	2 2 1 1 1	60 60 36 36 48
略				
県税事務所	略			
東部地域振興事務所	常時庁舎管理の業務に従事する職員	作業服（上衣） 作業服（夏上衣） 作業服（ズボン） 布製短靴	2 2 2 1	24 24 24 24
埋蔵文化財センター	1 発掘調査等の野外業務に従事する	作業服（上衣） 作業服（夏上衣）	2 2	24 24

	財の調査の業務に従事する職員	作業服（ズボン） 長靴 防寒服	2 1 1	36 24 48
むきばんだ史跡公園	1 発掘調査等の野外業務に従事する職員	作業服（上衣） 作業服（夏上衣） 作業服（ズボン） 盛夏ズボン キャラバンシューズ 長靴 雨合羽 防寒服	2 2 2 2 1 1 1 1	24 24 24 24 36 24 36 48
	2 上記以外の文化財の調査の業務に従事する職員	作業服（上衣） 作業服（ズボン） 長靴 防寒服	2 2 1 1	36 36 24 48
	3 むきばんだ史跡公園の維持管理の業務に従事する職員	作業服（上衣） 作業服（ズボン）	1 1	36 36
略				
東部県税事務所	略			
中部県税事務所	1 不動産取得税の課税及び評価の業務に従事する職員	作業服（上衣） 作業服（夏上衣） 作業服（ズボン） 長靴 防寒服	1 1 1 1 1	36 36 36 36 36
	2 常時軽油引取税の課税及	作業服（上衣） 作業服（夏	1 1	36 36

園	覚士、児童 指導員、保 育士及び看 護師の職務 に従事する 職員	トレーニン グパンツ 布製短靴 ショートパ ンツ	2	60	園	覚士、児童 指導員、保 育士及び看 護師の職務 に従事する 職員	トレーニン グパンツ 布製短靴 ショートパ ンツ	2	60			
			1	24				1	24			
			1	24				1	24			
児童 相談 所	1 保健師 の職務に 従事する 職員	白衣 訪問服（上 衣） 訪問服（夏 上衣） 訪問服（ス カート）	2	48	1 保健師 の職務に 従事する 職員	白衣 訪問服（上 衣） 訪問服（夏 上衣） 訪問服（ス カート）	2	48				
			1	48			1	48				
			1	48			1	48				
			1	48			1	48				
			2 児童福 祉司及び 心理判定 員の職務 に従事す る職員	訪問服（上 衣） 訪問服（夏 上衣） 訪問服（ス カート又は ズボン）			1	48	2 児童福 祉司及び 心理判定 員の職務 に従事す る職員	訪問服（上 衣） 訪問服（夏 上衣） 訪問服（ス カート又は ズボン）	1	48
							1	48			1	48
							1	48			1	48
			3 児童指 導員の職 務に従事 する職員	トレーニン グシャツ トレーニン グパンツ 布製短靴			2	60	3 児童指 導員の職 務に従事 する職員	トレーニン グシャツ トレーニン グパンツ 布製短靴	2	60
							2	60			2	60
1	24	1			24							
喜多 原学 園	1 栄養士 の職務に 従事する 職員	白衣 白衣（半 袖）	2	36	1 栄養士 の職務に 従事する 職員	白衣 白衣（半 袖）	2	36				
			1	24			1	24				
	2 指導部 の職員の うち部 長、寮長 及び児童 自立支援 専門員の 職務に従 事する職 員	作業服（上 衣） 作業服（夏 上衣） 作業服（ズ ボン） トレーニン グシャツ トレーニン グパンツ 長靴 布製短靴	作業服（上 衣） 作業服（夏 上衣） 作業服（ズ ボン） トレーニン グシャツ トレーニン グパンツ 長靴 布製短靴	2	60	2 指導部 の職員の うち部 長、寮長 及び児童 自立支援 専門員の 職務に従 事する職 員	作業服（上 衣） 作業服（夏 上衣） 作業服（ズ ボン） トレーニン グシャツ トレーニン グパンツ 長靴 布製短靴	2	60			
				2	60			2	60			
				2	60			2	60			
				2	60			2	60			
				1	36			1	36			
				1	24			1	24			
3 指導部 の職員の うち部 長、寮長	作業服（上 衣） 作業服（夏 上衣）	作業服（上 衣） 作業服（夏 上衣）	2	60	3 指導部 の職員の うち部 長、寮長	作業服（上 衣） 作業服（夏 上衣）	2	60				
			2	60			2	60				

	員の職務に従事する職員に限る。)	トレーニンググシャツ	2	60					
		トレーニンググパンツ	2	60					
		長靴	1	36					
		布製短靴	1	24					
3	指導部の職員(児童生活支援員の職務に従事する職員に限る。)	作業服(上衣)	2	60					
		作業服(夏上衣)	2	60					
		トレーニンググシャツ	2	60					
		トレーニンググパンツ	2	60					
		長靴	1	36					
		布製短靴	1	24					
略					略				
林業試験場	常時現地で業務に従事する職員	白衣	2	60	林業試験場	常時現地で業務に従事する職員	白衣	2	60
		作業服(上衣)	2	60			作業服(上衣)	2	60
		作業服(夏上衣)	2	60			作業服(夏上衣)	2	60
		作業服(ズボン)	2	36			作業服(ズボン)	2	36
		長靴	1	36			長靴	1	36
		キャラバンシューズ	1	36			キャラバンシューズ	1	36
		雨合羽	1	36			雨合羽	1	36
境港水産事務所	1 常時現地で業務に従事する職員(司法警察員としての職務に従事する職員及び漁業取締船の乗組職員を除く。)	作業服(上衣)	2	60	境港水産事務所	1 常時現地で業務に従事する職員(司法警察員としての職務に従事する職員及び漁業取締船の乗組職員を除く。)	作業服(上衣)	2	60
		作業服(夏上衣)	2	60			作業服(夏上衣)	2	60
		作業服(ズボン)	2	60			作業服(ズボン)	2	60
		長靴	1	36			長靴	1	36
		冬服(上衣及びズボン)	1	36			冬服(上衣及びズボン)	1	36
		夏服(上衣)	1	48			夏服(上衣)	1	48
									図4のとおりに図4

		安全靴	1	36				安全靴	1	36	
		防寒服	1	36				防寒服	1	36	
						八頭	1	常時現	作業服（上	2	60
						県土		地で業務	衣）		
						整備		に従事す	作業服（夏	2	60
						事務所		る職員	上衣）		
								（河川砂	作業服（ズ	2	60
								防課の職	ボン）		
								員を除	作業服（夏	2	60
								く。）	ズボン）		
									雨合羽	1	36
									長靴	1	36
									安全靴	1	36
									防寒服	1	36
							2	河川砂	作業服（上	2	60
								防課の職	衣）		
								員のうち	作業服（夏	2	60
								常時現地	上衣）		
								で業務に	作業服（ズ	2	60
								従事する	ボン）		
								職員	作業服（夏	2	60
									ズボン）		
									雨合羽	1	36
									長靴	1	36
									キャラバン	1	36
									シューズ		
									安全靴	1	36
									防寒服	1	36
鳥取	常時現地	作業服（上	2	60		鳥取	常時現地	作業服（上	2	60	
港湾	で業務に従	衣）				港湾	で業務に従	衣）			
事務所	事する職員	作業服（夏	2	60		事務所	事する職員	作業服（夏	2	60	
所		上衣）						上衣）			
		作業服（ズ	2	60				作業服（ズ	2	60	
		ボン）						ボン）			
		作業服（夏	2	60				作業服（夏	2	60	
		ズボン）						ズボン）			
		雨合羽	1	36				雨合羽	1	36	
		長靴	1	36				長靴	1	36	
		安全靴	1	36				安全靴	1	36	
		防寒服	1	36				防寒服	1	36	
境港	1 常時現	作業服（上	2	60							
水産	地で業務	衣）									
事務所	に従事す	作業服（夏	2	60							
所	る職員	上衣）									
	（司法警	作業服（ズ	2	60							

	察員としての職務に従事する職員及び漁業取締船の乗組職員を除く。)	ボン 長靴	1	36						
2	漁業監督吏員の職務に従事する職員（司法警察員としての職務に従事する職員（漁業取締船の乗組職員を除く。）に限る。）	冬服（上衣及びズボン）	1	36	図4					
		夏服（上衣及びズボン）	1	48	図4					
		制帽	1	36	図5					
		日覆	1	36	図6					
		雨合羽	1	24						
3	漁業取締船の乗組職員	作業服（上衣）	2	48	図7					
		作業服（夏上衣）	2	48	図16					
		作業服（ズボン）	2	24	図7					
		作業帽	1	12						
		長靴	1	12						
		安全靴	1	36						
		防寒服	1	36						
		防寒ズボン	1	36						
	雨合羽	1	24							
略										

図 略

図 略

附 則

この訓令は、令和元年7月5日から施行する。

人 事 委 員 会 規 則

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年7月4日

鳥取県人事委員会委員長 上 田 博 久

鳥取県人事委員会規則第4号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則（昭和32年鳥取県人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(教育職給料表)</p> <p>第2条 教育職給料表(1)は、次に掲げる職員に対して適用する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>交流推進課の専門員（外国で日本語の指導を行う者に限る。）</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(4) <u>文化財課の課長補佐（文化財の保護を担当する者に限る。）</u>、<u>係長（文化財の保護を担当する者に限る。）</u>及び文化財主事</p> <p>(5) <u>とっとり弥生の王国推進課の係長（埋蔵文化財及び史跡の保護を担当する者に限る。）</u>及び文化財主事</p> <p>(6) <u>総合教育推進課の課長補佐及び係長（私立学校、私立専修学校及び私立各種学校を担当する者に限る。）</u></p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 略</p> <p>(11) 略</p> <p>(12)・(13) 略</p> <p>(14) <u>福祉相談センターの係長（学校等関係機関との調整強化を担当する者に限る。）</u>及び児童相談所の係長（学校等関係機関との調整強化を担当する者に限る。）</p>	<p>(教育職給料表)</p> <p>第2条 教育職給料表(1)は、次に掲げる職員に対して適用する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>教育・学術振興課の課長補佐及び係長（私立学校、私立専修学校及び私立各種学校を担当する者に限る。）</u></p> <p>(3) <u>文化財課の課長補佐（文化財の保護を担当する者に限る。）</u>、<u>係長（文化財の保護を担当する者に限る。）</u>及び文化財主事</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) <u>交流推進課の専門員（外国で日本語の指導を行う者に限る。）</u></p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 略</p> <p>(11) <u>福祉相談センターの係長（学校等関係機関との調整強化を担当する者に限る。）</u>及び児童相談所の係長（学校等関係機関との調整強化を担当する者に限る。）</p> <p>(12)・(13) 略</p>

<p>る者に限る。)</p> <p>(15) 略</p> <p>(16) 略</p> <p>(17) 略</p> <p>(18) 略</p> <p>(19) 略</p> <p>(20) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 教育職給料表(2)は、次に掲げる職員に対して適用する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>交流推進課の専門員(外国で日本語の指導を行う者に限る。)</u></p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) <u>文化財課の課長補佐(文化財の保護を担当する者に限る。)、係長(文化財の保護を担当する者に限る。)</u>及び文化財主事</p> <p>(7) <u>とっとり弥生の王国推進課の係長(埋蔵文化財及び史跡の保護を担当する者に限る。)</u>及び文化財主事</p> <p>(8) <u>総合教育推進課の課長補佐及び係長(私立学校、私立専修学校及び私立各種学校を担当する者に限る。)</u></p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 略</p> <p>(11) 略</p> <p>(12) 略</p> <p>(13) 略</p> <p>(14) 略</p> <p>(15) <u>福祉相談センターの係長(学校等関係機関との調整強化を担当する者に限る。)</u>及び児童相談所の係長(学校等関係機関との調整強化を担当する者に限る。)</p> <p>(16) 略</p> <p>(17) 略</p> <p>(18) 略</p>	<p>(14) 略</p> <p>(15) 略</p> <p>(16) 略</p> <p>(17) 略</p> <p>(18) 略</p> <p>(19) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 教育職給料表(2)は、次に掲げる職員に対して適用する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>教育・学術振興課の課長補佐及び係長(私立学校、私立専修学校及び私立各種学校を担当する者に限る。)</u></p> <p>(4) 略</p> <p>(5) <u>文化財課の課長補佐(文化財の保護を担当する者に限る。)、係長(文化財の保護を担当する者に限る。)</u>及び文化財主事</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) <u>交流推進課の専門員(外国で日本語の指導を行う者に限る。)</u></p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 略</p> <p>(11) 略</p> <p>(12) 略</p> <p>(13) <u>福祉相談センターの係長(学校等関係機関との調整強化を担当する者に限る。)</u>及び児童相談所の係長(学校等関係機関との調整強化を担当する者に限る。)</p> <p>(14) 略</p> <p>(15) 略</p> <p>(16) 略</p> <p>(17) 略</p>
---	---

<p>(19) 略 (20) 略 (21) 略 (22) 略 4 略</p> <p>(研究職給料表) 第3条 研究職給料表は、専門的科学的知識と創意等をもって試験研究又は調査研究業務に従事する職員で、次に掲げるものに適用する。</p> <p>(1) <u>衛生環境研究所の所長、次長、室長、チーム長、上席研究員、室長補佐、サブチーム長、主任研究員及び研究員</u> (2) <u>山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館の主幹学芸員、主任学芸員及び学芸員</u> (3) <u>原子力環境センターの主幹研究員、主任研究員及び研究員</u> (4) 略 (5) 略 (6) 略 (7) 略 (8) 略 (9) 略 (10) 略</p> <p>(11) 略 (12) 略 (13) <u>科学捜査研究所の所長、管理官、次席、主席研究員、専門研究員及び研究員</u></p> <p>(医療職給料表) 第4条 医療職給料表(1)は、次に掲げる職員に対して適用する。 (1)～(4) 略 (5) 福祉保健部の理事監、福祉保健部又は生活環境部の部長、次長、参事監及び参事、健康医療局の局長、医療政策課の課長、室長、医長、副医長</p>	<p>(18) 略 (19) 略 (20) 略 (21) 略 4 略</p> <p>(研究職給料表) 第3条 研究職給料表は、専門的科学的知識と創意等をもって試験研究又は調査研究業務に従事する職員で、次に掲げるものに適用する。</p> <p>(1) 略 (2) 略 (3) 略 (4) 略 (5) 略 (6) 略 (7) 略 (8) <u>衛生環境研究所の所長、次長、室長、チーム長、上席研究員、室長補佐、サブチーム長、主任研究員及び研究員</u> (9) <u>原子力環境センターの主幹研究員、主任研究員及び研究員</u> (10) <u>山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館の主幹学芸員、主任学芸員及び学芸員</u> (11) <u>科学捜査研究所の所長、管理官、次席、主席研究員、専門研究員及び研究員</u> (12) 略 (13) 略</p> <p>(医療職給料表) 第4条 医療職給料表(1)は、次に掲げる職員に対して適用する。 (1)～(4) 略 (5) 福祉保健部の理事監、福祉保健部又は生活環境部の部長、次長、参事監及び参事、健康医療局の局長、医療政策課の課長、室長、医長、副医長</p>
--	---

<p>及び医師、<u>医療・保険課</u>の課長、健康政策課の課長、医長、副医長及び医師並びに衛生環境研究所の所長、室長及び研究員</p> <p>2 略</p> <p>3 医療職給料表(3)は、次に掲げる職員に対して適用する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3)</u> 略</p> <p><u>(4)</u> 略</p> <p><u>(5)</u> <u>福祉相談センターの看護師及び准看護師</u></p> <p>(6) 略</p>	<p>及び医師、<u>医療指導課</u>の課長、健康政策課の課長、医長、副医長及び医師並びに衛生環境研究所の所長、室長及び研究員</p> <p>2 略</p> <p>3 医療職給料表(3)は、次に掲げる職員に対して適用する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3)</u> <u>福祉相談センターの看護師及び准看護師</u></p> <p><u>(4)</u> 略</p> <p><u>(5)</u> 略</p> <p>(6) 略</p>
---	--

附 則

この規則は、令和元年7月5日から施行する。

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年7月4日

鳥取県人事委員会委員長 上 田 博 久

鳥取県人事委員会規則第5号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（昭和33年鳥取県人事委員会規則第22号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
別表第1（第2条関係）				別表第1（第2条関係）			
組織		職	区分	組織		職	区分
知事の 事務部 局	本庁	統轄監	1種	知事の 事務部 局	本庁	統轄監	1種
		部長（名古屋代表部の部長を除く。） 危機管理局の局長 （人事委員会が承認したものに限る。） <u>子育て・人財局の局長（人事委員会が承認したものに限る。）</u> 会計管理者（人事委員会が承認したものに限る。） 東京本部の本部長（人事委員会が承認したものに限る。） 関西本部の本部長（人事委員会が承認したものに限る。） 理事監				部長（名古屋代表部の部長を除く。） 危機管理局の局長 （人事委員会が承認したものに限る。） <u>東部振興監（人事委員会が承認したものに限る。）</u> <u>観光交流局の局長（人事委員会が承認したものに限る。）</u> 会計管理者（人事委員会が承認したものに限る。） 東京本部の本部長（人事委員会が承認したものに限る。） 関西本部の本部長（人事委員会が承認したものに限る。） 理事監	
		次長（名古屋代表部、衛生環境研究所及び消費生活センターの次長を除く。） 局長 原子力安全対策監	2種			次長（名古屋代表部、衛生環境研究所及び消費生活センターの次長を除く。） 局長 原子力安全対策監	2種

		<p>東京本部の本部長 関西本部の本部長 行財政改革局職員人材開発センターの所長（人事委員会が承認したものに 限る。） 総合事務センターの所長 副局長（人事委員会 が承認したものに 限る。） 文化振興監 スポーツ振興監 経済産業振興監 通商物流戦略監 衛生環境研究所の 所長（人事委員会 が承認したものに 限る。） 校長（人事委員会 が承認したものに 限る。） 農業振興戦略監 試験場統括本部の 本部長 会計管理者 参事監</p>				<p>東京本部の本部長 関西本部の本部長 行財政改革局職員人材開発センターの所長（人事委員会が承認したものに 限る。） 総合事務センターの 所長 <u>東部振興監</u> 副局長（人事委員会 が承認したものに 限る。） 文化振興監 スポーツ振興監 経済産業振興監 通商物流戦略監 衛生環境研究所の 所長（人事委員会 が承認したものに 限る。） 校長（人事委員会 が承認したものに 限る。） 農業振興戦略監 試験場統括本部の 本部長 会計管理者 参事監</p>	
		<p>課長（農業大学の 課長を除く。） 副本部長 名古屋代表部の部長 行財政改革局職員人材開発センターの 所長 副局長 官房長 衛生環境研究所の 所長 山陰海岸ジオパーク 海と大地の自然館の 館長</p>	<p>3種</p>			<p>課長（農業大学の 課長を除く。） 副本部長 名古屋代表部の部長 行財政改革局職員人材開発センターの 所長 副局長 官房長 衛生環境研究所の 所長 <u>くらしの安心局消費 生活センターの所長</u> 山陰海岸ジオパーク 海と大地の自然館の 館長</p>	<p>3種</p>

		くらしの安心局消費生活センターの所長 鳥取県立ハローワークの所長 農業大学の校長 室長（衛生環境研究所の室長を除く。） 危機管理専門官 副官房長 衛生環境研究所の次長 農業大学の副校長 農業大学の課長（人事委員会が承認したものに限り。） 総括検査専門員 略	4種			鳥取県立ハローワークの所長 農業大学の校長 室長（衛生環境研究所の室長を除き、歴史遺産室の室長にあつては、人事委員会承認したものに限り。） 危機管理専門官 東部振興課のチーム長（人事委員会承認したものに限り。） 中山間地域振興リーダー（人事委員会承認したものに限り。） 副官房長 衛生環境研究所の次長 農業大学の副校長 農業大学の課長（人事委員会承認したものに限り。） 総括検査専門員 略	4種					
地方機関	総合事務所	略		地方機関	総合事務所	略		地方機関	総合事務所	略		
		室長（管理職手当に係る区分が3種の職を占める職員を除く。） チーム長（人事委員会承認したものに限り。） 用地専門員	4種 5種			室長（管理職手当に係る区分が3種の職を占める職員を除く。） チーム長（人事委員会承認したものに限り。） 中山間地域振興リーダー（人事委員会承認したものに限り。） 用地専門員	4種 5種			男女共同参画セン	所長	3種

略		
県 税 事 務 所	略 税務専門員	5種
東 部 地 域 振 興 事 務 所	所長	2種
	副所長	3種
	課長 チーム長（人事委員 会が承認したものに 限る。）	4種
略		
むきば んだ史 跡公園	所長	3種
略		
精 神 保 健 福 祉 セ ン タ ー	略 次長（人事委員会が 承認したものに限 る。）	4種
福 祉 相 談 セ ン タ ー	所長（人事委員会が 承認したものに限 る。）	2種
	所長	3種
	次長	4種
児 童 相 談 所	所長	3種
	次長（人事委員会が 承認したものに限 る。）	4種
喜 多 原 学 園	園長	3種
略		
林 業 試 験 場	場長	3種

ター		
略		
県 税 事 務 所	略 税務専門員	5種
略		
むきば んだ史 跡公園	所長	3種
福 祉 相 談 セ ン タ ー	所長（人事委員会が 承認したものに限 る。）	2種
	所長	3種
	次長	4種
児 童 相 談 所	所長	3種
	次長（人事委員会が 承認したものに限 る。）	4種
喜 多 原 学 園	園長	3種
略		
精 神 保 健 福 祉 セ ン タ ー	略 次長（人事委員会が 承認したものに限 る。）	4種
略		
林 業 試 験 場	場長	3種
境 港 水	所長（人事委員会が	2種

略			
港湾事務所	所長		3種
男女共同参画センター	所長		3種
水産事務所	所長（人事委員会が承認したものに限り。）		2種
	所長		3種
	次長（人事委員会が承認したものに限り。）		4種
工事検査事務所	略		
略			

別表第2（第3条関係）

略

備考

- 1 この表において「特定職」とは、次に掲げる職をいう。
 - (1) 知事の事務部局の本庁のうち東京本部、関西本部、名古屋代表部、行財政改革局職員人材開発センター、衛生環境研究所、山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館、くらしの安心局消費生活センター、雇用人材局鳥取県立鳥取ハローワーク、雇用人材局鳥取県立倉吉ハローワーク、雇用人材局鳥取県立米子ハローワーク、雇用人材局鳥取県立境港ハローワーク及び農業大学の職
 - (2) 知事の事務部局の本庁の職のうち文化振興監、スポーツ振興監、理事監、参事監、通商物流戦略監、税務専門員、主任教授及び検査専門員
 - (3)～(8) 略

産事務所	承認したものに限り。）		
	所長		3種
	次長（人事委員会が承認したものに限り。）		4種
略			
鳥取港湾事務所	所長		3種
米子工事検査事務所	略		
略			

別表第2（第3条関係）

略

備考

- 1 この表において「特定職」とは、次に掲げる職をいう。
 - (1) 知事の事務部局の本庁のうち東京本部、関西本部、名古屋代表部、行財政改革局職員人材開発センター、衛生環境研究所、くらしの安心局消費生活センター、山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館、雇用人材局鳥取県立鳥取ハローワーク、雇用人材局鳥取県立倉吉ハローワーク、雇用人材局鳥取県立米子ハローワーク、雇用人材局鳥取県立境港ハローワーク及び農業大学の職
 - (2) 知事の事務部局の本庁の職のうち東部振興監、文化振興監、スポーツ振興監、理事監、参事監、通商物流戦略監、税務専門員、主任教授及び検査専門員
 - (3)～(8) 略

2 略

2 略

附 則

この規則は、令和元年7月5日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年7月4日

鳥取県人事委員会委員長 上 田 博 久

鳥取県人事委員会規則第6号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年鳥取県人事委員会規則第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表（第2条、第3条関係）			別表（第2条、第3条関係）		
機関	職員		機関	職員	
略			略		
知事 の 事 務 部 局	本庁	統轄監 部長 理事監 本部長 <u>会計管理者</u> 次長 参事監 文化振興監 スポーツ振興監 農業振興戦略監 局長 官房長 所長 原子力安全対策監 経 済産業振興監 通商物流戦略監 課長（農業大学の課長を除く。） 室長（衛生環境研究所の室長を除く。） 副局長 副本部長 副官房長 校長 副校長 館長 危機管理専門官 参事 税務専門員 医長 課長補佐（課内業務の総括又は庶務に関する事務を行う課長補佐、総務課の課長補佐のうち知事若しくは副知事の秘書又は庁舎の秩序の維持に関する事務を行うもの、人事企画課の課長補佐及び職員支援課の課長補佐のうち職員の福利厚生に関する事務を行うものに限る。） 総括主計員 主計員 係長（総務課の係長のうち知事又は副知事の秘書に関する事務を行うもの、人事企画課の係長、 <u>職員支援課</u> の係長のうち職員の福利厚生に関する事務を行うもの及び <u>会計指導課</u> の係長のうち <u>資金運用に関する事務を行うもの</u> に限る。） 主事（総務課の主事のうち知事又は副知事の秘書に関する事務を行うもの、人事企画課の主事の	知事 の 事 務 部 局	本庁	統轄監 部長 理事監 本部長 <u>東部振興監</u> 次長 参事監 文化振興監 スポーツ振興監 農業振興戦略監 局長 官房長 所長 原子力安全対策監 経 済産業振興監 通商物流戦略監 課長（農業大学の課長を除く。） 室長（衛生環境研究所の室長を除く。） 副局長 副本部長 副官房長 校長 副校長 館長 危機管理専門官 参事 <u>チーム長（東部振興課のチーム長に限る。）</u> 税務専門員 医長 課長補佐（課内業務の総括又は庶務に関する事務を行う課長補佐、 <u>東部振興課の課長補佐のうち庁舎管理に関する事務を行うもの</u> 、総務課の課長補佐のうち知事若しくは副知事の秘書又は庁舎の秩序の維持に関する事務を行うもの、人事企画課の課長補佐及び職員支援課の課長補佐のうち職員の福利厚生に関する事務を行うものに限る。） 総括主計員 主計員 係長（総務課の係長のうち知事又は副知事の秘書に関する事務を行うもの、人事企画課の係長及び <u>職員支援課</u> の係長のうち職員の福利厚生に関する事務を行うものに限る。） 主事（総務課の主事のうち知事又は副知事

	うち人事、給与又は服務に関する事務を行うもの及び職員支援課の主事のうち職員の福利厚生に関する事務を行うものに限る。)
総合事務所	所長 局長 副局長 参事監 課長 支所長 室長 チーム長 参事 課長補佐 (庶務又は庁舎管理に関する事務を行う課長補佐に限る。)
略	
県税事務所	所長 副所長 課長 課長補佐 (庶務に関する事務を行う課長補佐に限る。)
東部地域振興事務所	所長 副所長 課長 チーム長 課長補佐 (庶務に関する事務を行うもの及び庁舎管理に関する事務を行うものに限る。)
略	
むきばんだ史跡公園	所長
略	
精神保健福祉センター	所長 次長
福祉相談センター	所長 次長
児童相談所	所長 次長
喜多原学園	園長 次長
略	
林業試験場	場長 課長補佐 (庶務に関する事務を行う課長補佐に限る。)
略	
港湾事務所	所長 次長
男女共同参画センター	所長 次長
水産事務所	所長 次長 船長

	の秘書に関する事務を行うもの、人事企画課の主事のうち人事、給与又は服務に関する事務を行うもの及び職員支援課の主事のうち職員の福利厚生に関する事務を行うものに限る。)
総合事務所	所長 局長 副局長 参事監 課長 支所長 室長 チーム長 参事 課長補佐 (庶務又は庁舎管理に関する事務を行う課長補佐に限る。)
男女共同参画センター	所長 次長
略	
県税事務所	所長 副所長 課長 課長補佐 (庶務に関する事務を行う課長補佐に限る。)
略	
むきばんだ史跡公園	所長
福祉相談センター	所長 次長
児童相談所	所長 次長
喜多原学園	園長 次長
略	
精神保健福祉センター	所長 次長
略	
林業試験場	場長 課長補佐 (庶務に関する事務を行う課長補佐に限る。)
水産事務所	所長 次長 船長
略	
鳥取港湾事務所	所長 次長
会計管	本庁 会計管理者 局長 課長 室長 課長補佐 (課内業務の総括又は庶務に関する事務を行う課長

<table border="1"> <tr> <td data-bbox="193 185 427 383">工事検査事務所</td> <td data-bbox="427 185 778 383">所長</td> </tr> </table>	工事検査事務所	所長	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="783 185 1018 383">理局</td> <td data-bbox="1018 185 1377 383">補佐に限る。) 係長(会計指導課の係長のうち資金運用に関する事務を行うものに限る。)</td> </tr> </table>	理局	補佐に限る。) 係長(会計指導課の係長のうち資金運用に関する事務を行うものに限る。)
工事検査事務所	所長				
理局	補佐に限る。) 係長(会計指導課の係長のうち資金運用に関する事務を行うものに限る。)				
略	米子工事検査事務所 所長				
備考 略	略 備考 略				

附 則

この規則は、令和元年7月5日から施行する。

職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年7月4日

鳥取県人事委員会委員長 上 田 博 久

鳥取県人事委員会規則第7号

職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則

職員の職務の級の分類に関する規則（平成18年鳥取県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後											改正前										
別表第1 行政職給料表級別職務分類表（第2条関係）											別表第1 行政職給料表級別職務分類表（第2条関係）										
組織	職務の級										組織	職務の級									
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級		
知事の本庁事務部局	令和新時代創造本部									課長	元気づくり総本部	とっとり元気戦略課								課長	
	交流人口拡大本部									課長	東部振興課				チーム長	チーム長	チーム長				
	関西本部				チーム長	チーム長															
	名古屋代表部			次長	次長	次長	部長														
	危機管理略																				
	危機管理局									副局長	局長	局長	局長								
	総務部																				
	総務課																				
	財政課																				
	略																				
地域づくり推進部																					
福祉保健部																					
子育て・人財局										副局長	局長	局長									
略																					
本庁共通（本庁の他の項に職が掲げられている場合は、当該職については本項の規定を適用しない。）	主事	主事	係長	課長補佐	課長補佐	副局長	次長	統轄監													
	機械技師	機械技師	主計員	主任幹事	主任幹事	室長	校長	原子力	統轄監												
	電気技師	電気技師	教務主任	計員	計員	所長	参考	安全対策	監												
	薬剤師	薬剤師	理学療法士	理学療法士	理学療法士	税務主任	税務主任	理専門官	監												
	衛生技師	衛生技師	管理栄	教授	教授	副本部															
	理学療法士	理学療法士	養主任	養主任	養主任	長		文化振興	監												
	保健師	保健師	生主任	生主任	生主任	副官房		スポー	ツ振興												
	看護師	看護師	農業専	農業専	農業専	長		監													
	管理栄	管理栄	門技術	門技術	門技術			経済産	業振興												
	養士	養士	員	員	員			業振興	監												
	歯科衛	歯科衛	林業専	林業専	林業専			通商物	流戦略												
	生士	生士	門技術	門技術	門技術			流戦略	監												
	商工技師	商工技師	員	員	員			農林技	師												
	農林技師	農林技師						農林技	師												
	造園技師	造園技師						造園技	師												
	水産技師	水産技師						水産技	師												
	土木技師	土木技師						土木技	師												
	建築技師	建築技師						建築技	師												

議 会 告 示

鳥取県議会告示第1号

鳥取県議会情報公開条例施行規程（平成13年鳥取県議会告示第1号）の一部を次のように改正する。

令和元年7月4日

鳥取県議会議長 藤 縄 喜 和

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(公文書開示請求書)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 公文書開示請求書は、鳥取県<u>地域づくり推進部県民参画協働課</u>、中部総合事務所地域振興局又は西部総合事務所地域振興局若しくは日野振興センター日野振興局を経由して提出することができる。</p>	<p>(公文書開示請求書)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 公文書開示請求書は、鳥取県元気づくり総本部<u>県民課</u>、中部総合事務所地域振興局又は西部総合事務所地域振興局若しくは日野振興センター日野振興局を経由して提出することができる。</p>

附 則

この告示は、令和元年7月5日から施行する。